

◎変形労働時間制の弾力的運用

週40時間労働制の適用に伴う措置として、さらに次のように1年単位の変形労働時間制度の運用が緩和されました。

- ① 現行、同一週内に限って認められている雨天等のために行わざるを得ない休日振替について、1週1日の休日の確保ができる場合には、同一週を超えた振替を認めるものとする。
- ② 積雪地域（下図参照）のため、年間を通じて工事を行うことができない地域の建設業に従事する屋外労働者等については、変形労働期間が3か月を超える場合であっても、現行の3か月以下の場合に認められている1日及び1週の労働時間の上限時間を適用できるものとした（1日：10時間（現行：9時間）、1週52時間（現行：48時間））。

○積雪地域の範囲

